

旧 JIS による申請期限について

財団法人日本情報処理開発協会
プライバシーマーク推進センター
プライバシーマーク事務局
平成 18 年 10 月 17 日

平成 18 年 3 月 17 日付けの「JIS Q 15001:2006(新JIS)への移行計画」にて、JIS Q 15001:1999(旧JIS)の申請可能期間を公表いたしました。この申請可能期間が残すところ 1 ヶ月余りとなりましたので、改めてお知らせいたします。

1. 旧 JIS での申請締切日を平成 18 年 11 月 20 日(月)に設定

移行計画では JIS Q 15001:1999(旧 JIS)による申請締切日を新 JIS の制定日より 6 ヶ月後として公表しましたが、当日(平成 18 年 11 月 19 日(日))が休業日に当たるため締切日を平成 18 年 11 月 20 日(月)とします。

2. 申請締切日に関する措置

申請の受付に当たりましては、下記のように対応いたしますので、内容をご理解の上、ご申請いただきますようお願いいたします。

(1) 郵送、宅配便等によりご送付いただく場合

旧 JIS による受付の対象とする申請は、平成 18 年 11 月 20 日(月)以前(20 日を含みます)に発送されたことが消印・発送伝票等によって客観的に確認できるものに限って受け取ります。

(2) プライバシーマーク事務局に直接お持ちいただく場合

平成 18 年 11 月 20 日(月) 17 時までにお持ちいただいたものを受け取ります。

平成 18 年 11 月 18 日(土)及び 19 日(日)の両日は休日に当りますので、受け取りできません。

3. 受け取り後の正式受付の判断

受け取った申請書類は、当日の内にチェックをして正式に受け付けることができるか否かの判断をします。なお、直接事務所にお持ちいただいた申請書類については、混乱と誤判断を避けるため、及び郵送、宅配便等によりご送付いただいたものとの公平性を確保するために受取窓口ではチェックをいたしません。

(1) 申請書類に不備が無い場合

申請を正式に受け付け、申請料の請求書を送ります。

(2) 申請書類に不備がある場合

申請書類に不備がみられる場合は、受付の当日に宅配便にて受取人払いで発送し、申請事業者に返却いたします。

この場合、申請書類の不備を解消後、平成 18 年 11 月 27 日 (月) 以前 (27 日を含みます) にご発送又はお持ちいただいたものに限り、旧 JIS での再申請として受け取ります。

再申請のための発送が平成 18 年 11 月 28 日 (火) 以降の場合又はお持ち込みが平成 18 年 11 月 27 日 (月) 17 時を過ぎた場合は、旧 JIS による申請を受け付けることができませんので、新 JIS にてご申請いただくこととなります。

したがいまして、旧 JIS でご申請を予定されている事業者の皆様は、期間的余裕を十分に取って、ご申請いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上